

全日本火災共済協同組合連合会 御中

発行依頼日	年 月 日
ご契約者名	印
ご契約者住所	〒
	Tel( ) -

### 自動車共済「中断証明書」発行依頼書

下記の事由により、自動車共済契約を中断したので、共済証書の写しおよび所定の証明資料を添えて「中断証明書」の発行を依頼します。

中断を依頼する事由(①②いずれかに○印を付けてください。)

【中断区分】	① 国内中断 ※国内中断の場合、右記の中断事由についてもご記入下さい。	中断事由	<input type="checkbox"/> 廃車	<input type="checkbox"/> 譲渡
	② 海外中断		<input type="checkbox"/> リース業者への返還	<input type="checkbox"/> 車検切れ
			<input type="checkbox"/> 盗難	<input type="checkbox"/> 減車に伴う車両入替
	(記名被共済者の海外渡航) ★ 出国日 年 月 日			
【証書番号】		【登録番号】		
【車台番号】				
【解約日または満期日】	年 月 日	【廃車・譲渡等の事実発生日】	年 月 日	
【中断証明送付先】	<input type="checkbox"/> 上記ご契約者住所へ送付希望 <input type="checkbox"/> 以下の住所・宛先へ送付希望			

### 《証明資料添付不能時確認欄》

資料を添付できない理由	
-------------	--

#### 《廃車・譲渡・返還確認》

指定の「廃車・譲渡等の確認書類」が取り付けられない場合は1～4を選択しご記入ください。

- |  |   |             |
|--|---|-------------|
| 1. 廃車を委託した場合は委託先の<br>2. 譲渡の場合は譲受人の<br>3. リース業者への返還の場合はリース業者の | } | 住所及び氏名または名称 |
|--|---|-------------|

住所	〒		Tel( ) -
----	---	--	----------

氏名または名称	
---------	--

4. 盗難の場合は届出警察署及び届出受理番号

届出警察署名		受理番号
--------	--	------

#### 《所有者確認》

次の欄は確認書類が添付できない場合、ご記入下さい。

廃車・譲渡等を行ったご契約のお車の所有者	
車両所有者の確認書が手元になく添付できませんが、実態上の車両所有者が上記に記載されている者に相違ないことを確認します。	
契約者署名 または記名	

【内部処理欄】			
組合受付印	組合責任者印	連合会受付印	<input checked="" type="checkbox"/> 当年度契約期間中の事故    1. 有    2. 無
			<input checked="" type="checkbox"/> 連絡事項
			<input checked="" type="checkbox"/> 備考

## 「中断証明書」発行依頼時にご提出いただく書類

### 1. 「中断証明書」発行依頼書

### 2. 共済証書の写し

### 3. 中断の事由を証明する書類

#### (1) 廃車(一時抹消を除く)・譲渡・返還の場合

廃車・譲渡・返還の事実・日付が記載されている公的資料(注1)(注2)の写し

(例)自動車検査証、登録事項等証明書 等の写し

上記の公的資料が手元になく添付できない場合、または公的資料では具体的に廃車・譲渡・返還 事実が確認できない場合には、「中断証明」発行依頼書の「証明資料添付不能時確認欄」にご記入下さい。

ただし、等級継承可能な範囲内での譲渡の場合は車検証を添付して下さい。

#### (2) 廃車(一時抹消)の場合

廃車の事実・日付が記載されている公的資料の写し

(例)一時抹消登録証明書・登録事項等証明書 等の写し

#### (3) 盗難の場合

下記①②のいずれか

①盗難の事実・日付が記載されている公的資料の写し (例)盗難届出証明書 等の写し

②「中断証明書発行依頼書」の【盗難届】欄に「届出警察署」および「受理番号」を記入

上記の公的資料が手元になく添付できない場合、または公的資料では具体的に盗難の事実が確認できない場合には、「中断証明」発行依頼書の「証明資料添付不能時確認欄」にご記入下さい。

#### (4) 車検切れの場合

車検切れであることを確認できる公的資料の写し (例)自動車検査証、登録事項等証明書 等の写し

#### (5) 車両入替の場合

被共済自動車が別の共済契約に入替後の自動車として車両入替されている事実が確認できる「承認書」または「承認請求書」の写し

(注1)「公的資料」とは、国・地方自治体・全国軽自動車協会連合会などの公益法人、もしくは軽自動車検査協会などの特殊

法人の発行した書類または押印がある書類をいいます。

(注2)被共済自動車の廃車・譲渡・リース業者への返還の事実・日付の確認については、複数の公的資料を組み合わせでご提出いただくこともできます。(例)譲渡前の自動車検査証のコピー + 譲渡後の自動車検査証のコピー